

Actmail サービス契約約款

第 1 条. 総則

1-1. 準則

ケイティケイ株式会社 / Actmail FC 本部 (以下「当社」という) は本約款によって Actmail サービスを提供します。

1-2. Actmail サービスの種類

Actmail サービスは、基本サービスとオプションサービスの組み合わせ、もしくは基本サービスのみで提供されます。

1-3. 基本サービス

(1) 当社はサービスプランごとに別に定めるサービス内容に従い、次の各号に掲げるサービスの全部、又は一部を基本サービスとして契約者に提供します。

電子メールサービス

Web(World Wide Web)サービス

(2) 前項 のサービスは電子メールの送受信を行うために、メールサーバーをサービスプランごとに決められた内容に従って契約者に提供するサービスです。

(3) 前項 のサービスはホームページを公開するために Web サーバーの領域をサービスプランごとに決められた内容に従って契約者に提供するサービスです。

1-4. オプションサービス

お客様のお申込により、当社で定める有料及び無料のオプションサービスを基本サービスに付加して契約者

に提供します。

1-5. サービス内容の変更

当社は本条に定める基本サービス及びオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。変更により契約者が受ける損害については当社は一切責任をおいしません。

1-6. サービス提供区域

Actmail サービスの提供区域は、Actmail サービスの利用が可能な日本国内とします。

1-7. ディスク容量

当社はデータの保管容量と転送容量に制限値を設けます。契約者はこの制限を超えて Actmail サービスを利用することはできません。制限値を超えて利用できなくなった場合、当社は何の保証も行わずその責任は負わないものとします。また、当社は契約者の利用容量が超過していることを通知する義務を負いません。

第 2 条. 利用契約

2-1. 契約の最低利用期間

当社は、本契約の最低利用期間を課金開始日より 1 年間 (Actmail smart を除く) として、本契約満了の 2 ヶ月前にいずれか一方の当事者から相手方に 4-3 で定める方法にて更新しない通知がない限り、同一条件で更新され、更に 1 年間継続するものとします。更新後の有効期間についても同様とします。但し、更新後の有効期間については当社が必要と認めた場合はこの限りではありません。

2-2. 契約者による第三者に対するサ

ービスの提供

契約者が Actmail サービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、予め書面にて当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に本約款を遵守させるものとします。

2-3. 権利譲渡の禁止

契約者は、Actmail サービスの提供を受ける権利等契約上の権利を当社に届出ることなく第三者に譲渡することはできません。

第 3 条. 利用申込

3-1. 利用申込と契約の成立

当社は契約申込者が署名・捺印した利用申込書の提出をもって利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に当該利用申込を承諾し、これをもって契約の成立とします。

3-2. 利用申込書の提出

利用申込書の提出にあたっては、当社が書面をもって指定した第三者による取次を認めます。

3-3. 申込みの受け付けとサービスの開始

当社が利用申込を承認した場合、利用者に対してサービス開始日・申込内容を明記したものを書面にて通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。

3-4. 申込の拒絶

当社は、次の各号に該当する場合には、Actmail サービスの利用の申込

を承諾しないことができます。

(1) 申込に係る Actmail サービスの提供に係る装置の保守が技術上著しく困難な場合

(2) Actmail サービスの利用申込書に虚偽の事実を記入した場合

(3) その他前各号に準ずる場合で、当社が、契約締結を適当でないと判断した場合

3-4-2. 前項の規定により、当社が Actmail サービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は、申込者に対し書面によりその旨を通知します。契約者はこれに対して異義を申し出ることとはできません。

第 4 条. 提供の停止、契約の解除等

4-1. 提供の停止

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、期間を定めて Actmail サービスの提供を停止することが出来ます

(1) Actmail サービス利用料金等を支払期日を経過しても支払わないとき

(2) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(3) 前各号に掲げる事項のほか、本約款に違反する行為で、当社の業務遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼすか、及ぼすおそれのある行為をしたとき

(4) 6-1-3(情報管理)の規定に違反すると当社が判断したとき

(5) 契約者が支払を停止したとき

(6) 契約者が、仮差押、差押、和議、破産、会社更正等の申し立てをし、またはこれを受けたとき

4-2.当社が行う利用契約の解除

当社は、4-1(提供の停止)のいずれかに該当する場合、4-1 に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。

4-2-2.当社は、前項の規定により利用契約を解除するときは、契約者にもその旨を通知します。

4-3.契約者が行う利用契約の解除

(1)契約者は、Actmail サービス契約を解除するとき(4-3-2,4-3-3 の場合は除く)は、2-1 の規定に従い、当社に対し、解除を希望する日(月の末日に限る)の 2 ヶ月前にその旨を通知し、通知の翌月 20 日までに所定の書面にて届け出るものとします。

(2)契約者は、解約の発効日までに発生した料金を当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。なお、既に支払われた料金等の払い戻しは、一切行わないものとします。

4-3-2.契約者は、4-4(提供の中止)または 4-5(通信利用の制限)に定めた事由が生じたことにより、Actmail サービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその解除の通知が当社に到着した日に効力が生じたものとします。

4-3-3.4-6(サービスの中止又は廃止)の規定により特定の種別のサービスが中止又は廃止されたとき(4-6-2 の

規定により、サービス種別または品目に変更があった場合を除く)は、当該日に当該種別に係る Actmail サービス契約が解除されたものとします。

4-4.提供の中止

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、Actmail サービスの提供を中止することがあります。

- (1)当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2)当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき
- (3)第 1 種電気通信業者または当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより Actmail サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (4)その他当社がやむをえないものと認めたとき

4-4-2.当社は、4-4(1)の規定により Actmail サービスの提供を中止しようとするときは、その 2 週間前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4-4-3.Actmail サービスの提供の中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4-5.通信利用の制限または中止

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく増大し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合に

は、公共の利益のために緊急を要する事項を優先的に取り扱うため、Actmail サービスの提供を制限、または中止する処置を取ることがあります。

4-5-2.Actmail サービスをご利用の契約者は、当社あるいは当社が指定した業者の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があったときには、当社は、契約者の利用を制限したり、更に契約者に対し損害賠償請求をすることがあります。

4-6.サービスの中止あるいは廃止

当社は都合により Actmail サービスの特定のサービス品目を中止又は廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、中止あるいは廃止の 1 ヶ月前までに書面にてその旨を通知します。

4-6-2.契約者は、4-6 のサービスの中止あるいは廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種別及び品目のサービスを受けることができます。

4-7.免責

契約者は 4-4~4-6 の中止に伴う損害の賠償を当社に請求できません。

第 5 条. 料金及び課金開始日等

5-1.料金

Actmail サービスの料金および関連費用(以下「料金等」といいます)は以下の項目からなります。

- (1)初期費用

契約者が、サービスを受けるに当たって支払うドメイン取得料及び初期設定費用からなります。

(2)サービスの月額料金

契約者が、Actmail サービスの対価として支払う費用で、各サービス種別で定める細目からなります。

(3)ドメイン維持管理費

基本サービスのタイプによってはドメイン維持管理費が月額料金にふくまれず毎年別途発生します。

5-2.課金開始日

Actmail サービスの課金開始月は、3-1(契約の成立)および 3-3(利用申込の受付とサービス開始)の規定により契約が成立し、当社が発送するサービス開始通知書に記載された開通月の翌月 1 日とします。

5-3.割増金

Actmail サービスの料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

5-4.遅延損害金

契約者は、Actmail サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率 10% の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

5-5.消費税

本契約に基づく取引に課せられる消費税は契約者の負担とします。

5-6.契約解除に伴う料金等の精算方法

最低利用期間が経過する前に契約が

解除された場合(4-3-2,4-3-3の規定により解除された場合を除く)における Actmail サービスのサービス費用の額は、課金開始日から当該最低利用期間の末日までの期間の額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

5-7.月額料金の改定

当社は契約者にたいして1ヶ月前の予告で月額料金を変更することができますものとしします。

第6条.情報管理

6-1.情報管理

契約者は自己のデータ保管空間内になされた一切の結果について、当該行為を自己がなしたか否か問わず、一切の責任を負うものとします。

6-1-2.当社は契約者が登録したデータについて、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

6-1-3.契約者は Actmail サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

- (1)わいせつ(いわゆるアダルトもの)、賭博、暴力、残虐などの情報を発信、送信の仲介、受信するなどの公序良俗に反する行為
- (2)犯罪行為もしくは犯罪の恐れのある行為
- (3)他人の著作権、商標権その他の権利を損害する行為
- (4)他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (5)他人の名誉、信用を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
- (6)有害プログラムを含んだ情報、虚

構、虚偽または詐欺的情報、公職選挙法に違反する情報を発信、送信、仲介、受信する行為

(7)その他、法令に違反する行為

(8)Actmail サービスの運営を妨げ、当社の信頼を損なう行為

6-1-4.契約者が 6-1-3 記載の行為をしたものと当社が判断したときは、当社は、契約者の承諾なく当社サーバー内の該当するデータを削除できるものとします。この場合契約者は損害賠償請求できません。

6-2.データの保管管理

当社は契約者の登録したデータの複写を、サーバーの故障・停止などに備えて保管することがあります。

6-2-2.契約者が登録したデータが紛失するなどして、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任を負わないものとします。

第7条.損害賠償

7-1 当社のサーバー利用不能による返金

当社は、Actmail サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して6時間以上 Actmail サービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社は、その利用が全くできない状態を当社が知った時刻から、そのサービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を月間可能合計使用時間で除した数を月額基本料金

に乗じて得た額を返金するものとします。

7-1-2 前項における返金は、当社のサーバーが利用不能の事実を当社にご通知頂いた契約者を対象とします。

7-1-3 利用者は、当社及び当社全取締役、全社員、全従業員、及び、当サービスに関わる全関係者、及び、上位レジストラに対し、当サービス、また、当サービスの利用により影響があった第三者、または、第三者による請求、訴訟、その他発生する損失、損害あるいは弁護士手数料等を含む費用の責任を免除することを同意するものとします。

7-1-4 当社が事前に公示する当社サーバーの保守等のためご利用頂けなかった場合は本条で定める返金は行いません。

7-2.当社は、第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により、Actmail サービスの提供ができなかった場合、当社がその第一種電気通信事業者から受領する損害賠償額を Actmail サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じます

7-2-2.当社は 7-1 及び 7-2 による損害賠償額を相当額のサービスの提供またはサービス提供期間の延長をもって代えることができるものとします。

第8条.雑則

8-1.機密保持

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密(通信の機密を含む)を、法令に基づく場合を除き、第三者に漏らしません。

8-2.著作権

別段の定めのない限り、当社の提供するサービスに関する各コンテンツに関する著作権その他知的財産権は当社あるいは当社および各コンテンツの主催者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としての Actmail サービスの著作権その他知的財産権は当社に帰属するものとします。

8-3.契約者の義務

契約者は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。第三者がログイン名およびパスワードを利用することによる損害は契約者の負担とし、当社は責任を負いません。

8-3-2.契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワーク規制およびそれらの国の法令に従わなければなりません。

8-4.通信設備等

契約者は、自己の費用と責任において、Actmail サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約その他これらに付随して必要となるす

すべての機器およびサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを経由して Actmail サービスを利用するものとします。

8-5.接続業者

契約者が Actmail サービスを利用するために当社の指定外接続業者のサービスを利用した場合に、指定プロバイダとの差異により起因するインターネット接続環境に係る諸問題に関し、当社は何らの責任も負わないものとします。

8-6.指定ソフトウェア

当社は、Actmail サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。当社は何らの責任も負わないものとします。

8-7.免責

当社が契約者に対して負う責任は、7-1 および 7-2 に規定するものが全てであり、これを越えて、いかなる責任も負わないものとします。

8-8.契約者責任

契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

8-9.当社の権利の譲渡等

当社は契約者の承諾を得ないで金融機関、その他の第3者に対してこの契約に基づく権利の全部、又は1部を譲渡し、又はこの物件に対して担

保権を設定することが出来ます。

8-10.約款の変更

当社は本約款を契約者の承諾なく変更することが出来ます。この場合契約者には以降変更後の約款が適用されます。

8-11.通知の効力

当社から契約者に対する通知等が契約者が届出た住所・FAX 番号・連絡用メールアドレス等の連絡先あてに発せられれば、これが延着、又は到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

8-12.合意管轄裁判所

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を第1審の合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は平成 12 年 4 月 1 日から実施

平成 14 年 1 月 15 日改訂
平成 14 年 6 月 1 日改訂
平成 14 年 9 月 4 日改訂
平成 15 年 3 月 25 日改訂
平成 16 年 7 月 14 日改定

ActDB 契約約款(Actmail サービス約款に追加)

ケイティケイ株式会社/ActmailFC 本部(以下「当社」という)は、当社が定めた「ActDB 契約約款」(以下「本約款」という)によって ActDB 商品の提供をします。本サービスをご利用になるお客様は Actmail 利用約款のほか、このサービスを利用する追

加約款も遵守して頂きます。これ等のサービス約款をご承認頂けない場合は ActDB ご利用契約のお申し込みをお断りしますのでご注意下さい。

第 1 条 ActDB のサービス内容

データベースに必要な弊社の定める標準ソフトをインストールしたサーバーを共用でお客様がデータベース用として利用するサービス。

1-1 Actmail サービスの商品のひとつとして ActDB サービスを提供します。

1-2 Actmail サービス約款の第 1 条 3 項の(4)に ActDB を追加して、サービス内容については「Actmail サービス申込書」に記載したものとします。

第 2 条 サポートの範囲とサーバー管理

ActDB にインストールするお客様のプログラムはお客様ご自身による管理運営を基本としており、下記サポート以外はサポート対象外といたします。

1-1 当社のネットワークに関する問題
1-2 初期設定内容

第 3 条 ActDB の禁止事項

1-1 サーバーに過剰負担をかけるプログラムの利用
1-2 ハッキング・クラッキングプログラム・及び違法なプログラムの利用
1-3 スпамメール、及び不特定多数に迷惑をかける恐れのあるプログラムの使用。

第 4 条 Actmail サービス約款の変更

ActDB の約款には Actmail サービス

約款の内、第 7 条については適用しません。

附則

本約款は平成 12 年 4 月 1 日から実施

平成 14 年 1 月 15 日改訂
平成 14 年 6 月 1 日改訂
平成 14 年 9 月 4 日改訂
平成 15 年 3 月 25 日改訂
平成 16 年 5 月 21 日改訂
平成 16 年 7 月 14 日改定
平成 16 年 12 月 15 日改訂